

秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議

令和6年度第1回

－ 目 次 －

- 1 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議規約改正について
- 2 令和6年度事業計画及び収支予算について
- 3 社会実験の実施内容について
- 4 中心市街地活性化基本計画素案について
- 5 多世代交流拠点整備に向けた検討について

1 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議規約改正について

(1) 改正の目的

中心市街地活性化に関する法律に定める協議会の位置づけをするため

(2) 新たな役割

ア 市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する協議

イ 中心市街地の活性化を総合的に推進するための協議

(3) 法に定める構成員

ア 必須構成員

- ・ 秦野商工会議所
- ・ 中心市街地整備推進機構（秦野市観光協会 令和6年7月1日指定）

イ その他の構成員

- ・ 計画に定める事業を実施しようとする者で会議への参加を希望する者

1 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議規約改正について

改正前	改正後
(目的) 第2条 本会議は、秦野駅北口周辺地区(以下「対象地区」という。)において、公と民が一体となり、にぎわいを創出し、まちなかの魅力向上に関する事項を協議し、ビジョンの策定及びそれを実現する事業等の実施を通じて、当該地区の活性化と発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第2条 本会議は、秦野駅北口周辺地区(以下「対象地区」という。)において、公と民が一体となり、にぎわいを創出するため、ビジョンの策定に関する事項、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため秦野市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する事項、及びその実施に関し必要な事項について協議し、秦野市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。
(活動内容) 第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。 (1)対象地区における公民協働のビジョンの策定及び改定に関する事項 (2)ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項 (3)対象地区のまちづくりに係る情報の発信・共有 (4)本会議の運営に関する事項 (5)その他前条に掲げる目的に達成のために必要な事項	(活動内容) 第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。 (1)ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項 (2) 中心市街地活性化基本計画の実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出 (3) 対象地区の活性化に関する事業の総合調整 (4) 対象地区の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換 (5) 対象地区の活性化に関する調査研究の実施 (6) 対象地区等のまちづくりに係る情報の発信・共有 (7) 本会議の運営に関する事項 (8) その他前条に掲げる目的に達成のために必要な事項

1 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議規約改正について

改正前	改正後
(組織) 第4条 本会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。 (1) 対象地区のまちづくりに関わる地域団体等 (2) 有識者 (3) 行政 (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者 2 本会議への加入又は脱退は、会長が承認する。	(組織) 第4条 本会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。 (1) 対象地区のまちづくりに関わる地域団体等 (2) 有識者 (3) 行政 (4) 中心市街地の活性化に関する法律(以下、「法」という。)第15条第1項及び第2項に該当する者 (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者 2 法第15条第4項に該当する者であつて、本会議の構成員でないものは、自己を本会議の構成員として加えるよう本会議に申し出ることができる。この場合において本会議は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。 3 本会議への加入又は脱退は、会長が承認する。

2 令和6年度の事業計画及び収支予算について

令和6年度事業計画（案）

（1） まちづくり会議の実施

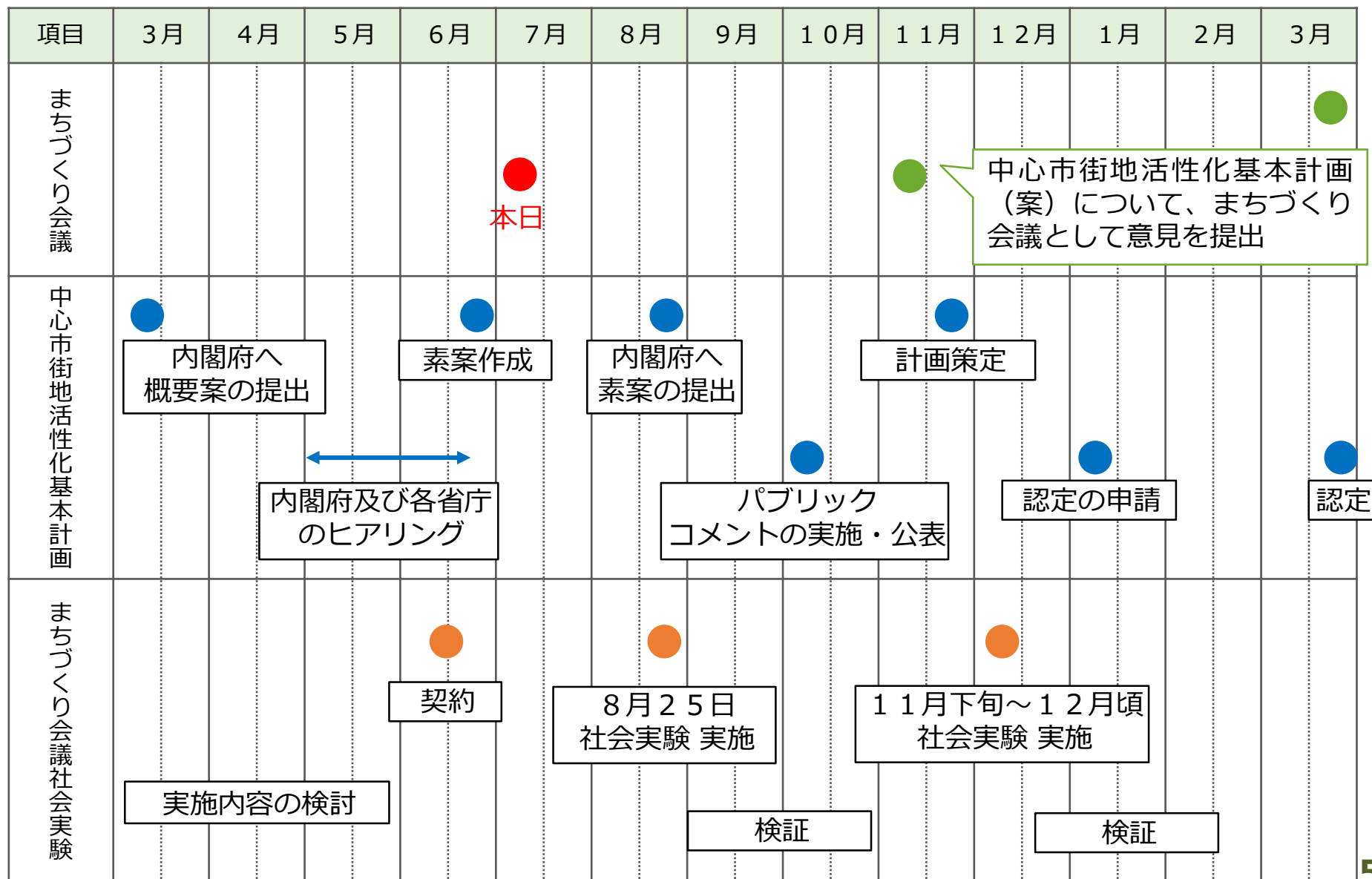
開催	時期	主な内容
令和6年度第1回	令和6年7月9日	・ 令和6年度事業計画、収支予算 ・ 社会実験の実施について ・ 中心市街地活性化基本計画素案
令和6年度第2回	令和6年11月頃	・ 中心市街地活性化基本計画に対する意見の提出 ・ 交通社会実験の実施について
令和6年度第3回	令和7年3月頃	・ 交通社会実験結果について ・ 令和7年度の取組について

（2） 社会実験の実施

開催	時期	主な内容
はだののミライラボ 2024 夏	令和6年 8月25日（日）	事業の継続実施に向けた体制の検討とエリア内の回遊性の向上、にぎわいの波及
はだののミライラボ 2024 冬	令和6年 11月～12月	水無川沿い市道6号線における一方通行化による影響等の調査

2 令和6年度の事業計画及び収支予算について

令和6年度秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議 事業計画（案）



2 令和6年度の事業計画及び収支予算について

令和6年度秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議 事業収支予算（案）

収入の部

単位：円

科目	令和6年度	令和5年度	差額	
市補助金	7,000,000			
国庫補助金 (官民連携都市再生推進 事業費補助金)	7,000,000			
合計	14,000,000			

支出の部

単位：円

科目	令和6年度	令和5年度	差額	摘要
委託料	14,000,000			・社会実験委託 ・交通規制に伴う警備委託
合計	14,000,000			

3 社会実験の実施内容について

令和5年度第3回
会議資料 再掲

社会実験の目的の確認（ビジョンで示す将来像の実現に向けて）

秦野駅北口周辺まちづくりビジョンで示す地区のポテンシャルや課題（抜粋）

- ・通りを中心とした空間資源の活用
- ・人々の暮らし・活動の中心となる通りの再生
- ・水無川のある環境や丹沢の山並みの景観の活用



秦野駅北口周辺まちづくりビジョンで示す水無川沿いゾーンの将来の方向性

過去

- ・活気あるサクラマーケットがあった

現在

- ・人がとどまるスペースが少なく、地域資源である水無川のある環境や丹沢の景観などを生かせるのではないかと

未来

- ・水無川沿いに人のための空間が生み出され、人々が行き交い、憩い、居心地の良い空間を楽しんでいる



3 社会実験の実施内容について

令和5年度第3回
会議資料 再掲

はだののミライラボ第2弾（水無川沿い社会実験）の総評

目的

ビジョンで示す「水無川のある景観を楽しめる街」、「人中心の街」の実現のための「居場所」や「環境」の検証

結果

人にとって安全で安心できる多様な活動を生む空間を創出できた。また、水無川への人流を創出できた。

取組内容 1

- ・空間づくりと多様な活動の場の創出
（居心地良く、景観を楽しめる空間づくり、滞留したくなるコンテンツ）

結果

2,800人が参加し、多様なコンテンツや景観、空間を楽しめ長い滞留時間を実現できた。また、人と人との交流の機会を創出できた。

取組内容 2

歩車分離・歩車共存などによる人の移動や滞留のための空間の創出と影響の検証

結果

人にとって安全で安心できる居心地の良い空間を創出するとともに、水辺へのアクセスが向上した。
一方、交通規制により、周辺の交差点では、信号待ち車両が一時的に1.5～2倍となった。



3 社会実験の実施内容について

令和5年度第3回
会議資料 再掲

総評を踏まえた将来の可能性と課題

可能性1（人中心の街に対するニーズ）

人にとっての安全、安心な空間や人との交流が生まれる場のニーズが高く、駅前にそのような空間を創出することでにぎわいが生まれるのではないかな。

可能性2（地域資源の再認識）

- ・水無川や丹沢の景観など、秦野ならではの地域資源の可能性を再確認できた。
- ・かつてのサクラマーケットのように、通りを人々が滞在し交流できる空間に「回帰」させることも必要ではないかな。
- ・市道6号線をまちのメインストリートとして、行きたくなる、居たくなる道路（国土交通省2040道路ビジョン）のような通りにできる可能性があるのではないかな。

課題

- ・継続するための仕組み（担い手や経費を確保するための方法）
- ・将来像の実現に向けて、歩車共存のあり方の検討
- ・水無川沿い以外のゾーンへのにぎわいの波及

第6回にぎわい創造検討懇話会での主な意見

- ・今と昔が融合するような工夫
- ・繰り返し実施し地域に定着させる
- ・川の増水等に対する安全対策
- ・バリアフリーへの配慮
- ・まほろば大橋からの景観を生かしたコンテンツ
- ・情報発信や交流人口を呼び込む仕組みづくり



3 社会実験の実施内容について

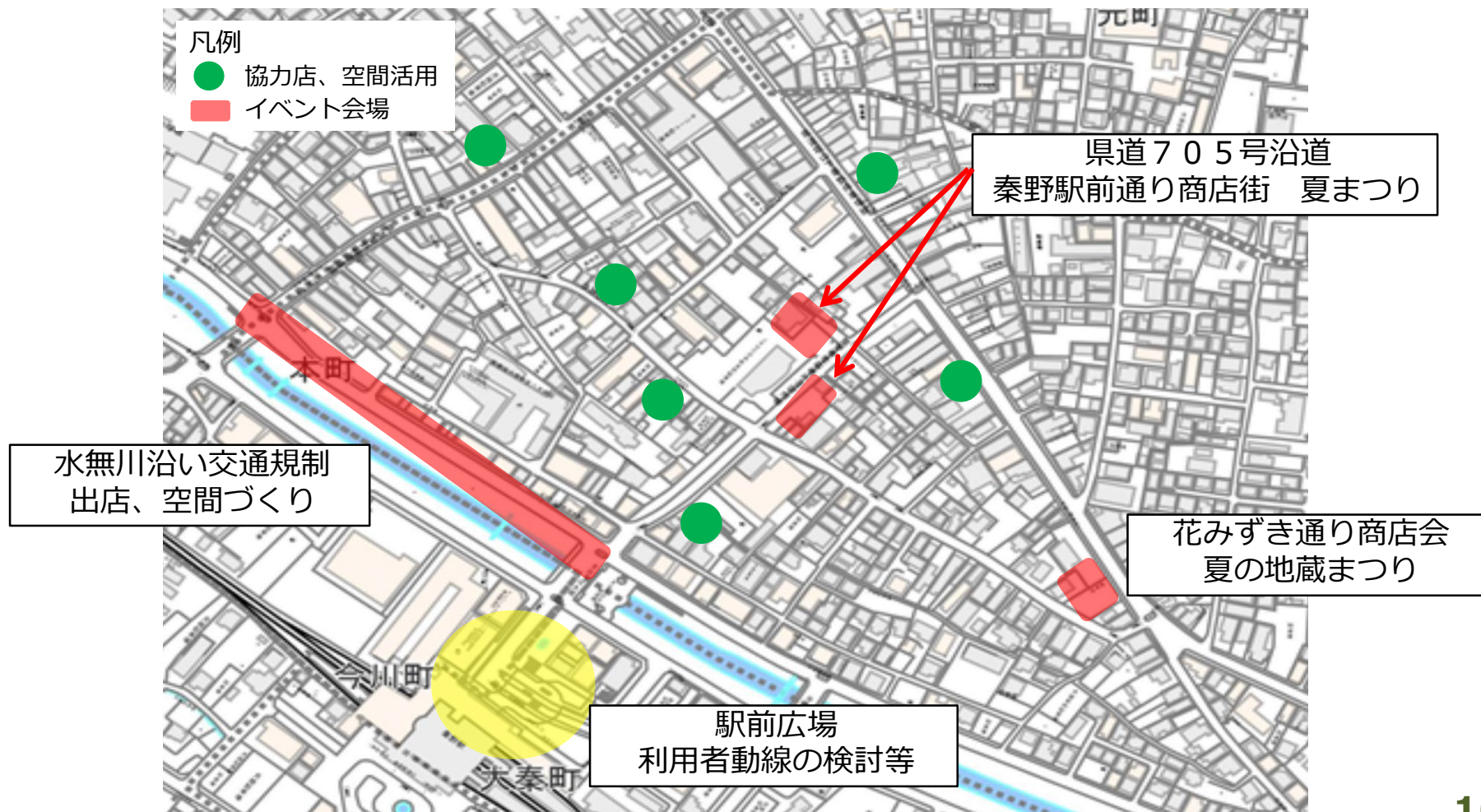
「はだののミライラボ 2024 夏」 令和6年8月25日（日） 午後1時～午後7時

目的

継続実施に向けた体制の検討、水無川沿いゾーン以外へのにぎわいの波及（回遊性向上）

運営主体

秦野駅前通り商店街、花みずき通り商店会、上宿商栄会、片町第一商店街



(参考) 令和6年度社会実験内容について

水無川沿い社会実験の方向性について

車両優先

歩行者優先

プレイス
マネジ
メント

まほろば大橋の広場や水無川の河川区域内等において、水のある居心地のいい空間・利活用を検証

CASE1

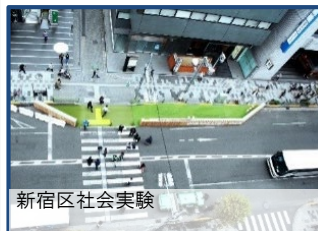
川の往来が可能な場所に臨時通路を設置

(交通誘導員等を配置する)。歩行者の水無川へのアクセス改善を図り、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



CASE2

車線減少を伴う交通規制を行い、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



CASE3

公共交通の通行のみを許可したランジットモール化により、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



CASE4

完全に車両の通行を制限し歩行者天国(フルモール)とすることにより、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



社会実験実施内容

アクセス
マネジ
メント

歩行者優先度を高めるほど、関係者協議や準備・実施に時間や人工等を要し、交通の混雑も想定されるため、複数年かけて効果検証を行いながら歩行者優先度を高める社会実験へとステップアップさせていく。

CASE 2 については、イベント的要素は減少するが、恒常的な空間の検討には有効

3 社会実験の実施内容について

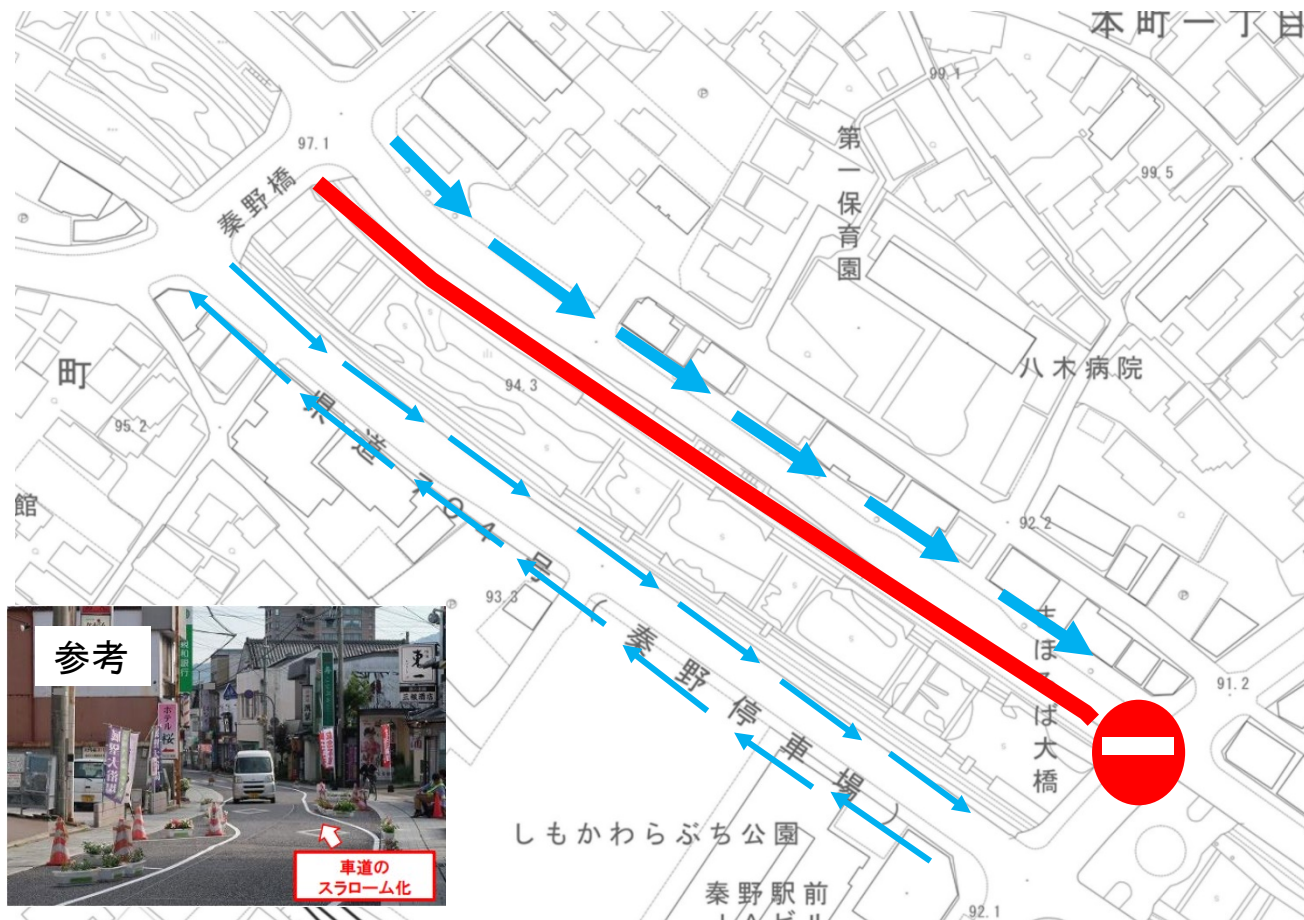
はだののミライラボ2024冬 令和6年11月～12月頃（平日、休日を含む3日間で終日実施）

目的

水無川沿いの将来像の実現に向けて、快適な歩行者空間の確保及び歩車共存のあり方の検討

取組内容

一方通行化による歩行者空間の確保及び交通影響の調査、効果や課題把握（アンケート調査）、スラローム化などの検討



4 中心市街地活性化基本計画について

中心市街地活性化基本計画の構成内容（計画期間：令和7年度～令和11年度）

1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

（地域の統計的なデータ分析や地域住民ニーズの把握、中心市街地活性化の課題及び方針等記載）

2 中心市街地の位置及び区域

3 中心市街地の活性化の目標

4 計画に位置付ける各事業

- （1）土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他市街地の整備改善のための事業に関する事項
- （2）都市福利施設を整備する事業に関する事項
- （3）公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び該当事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項
- （4）中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項
- （5）（1）から（4）までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便性の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

5 （1）から（5）までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

→本日の会議を踏まえ記載（推進体制の整備等）

6 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

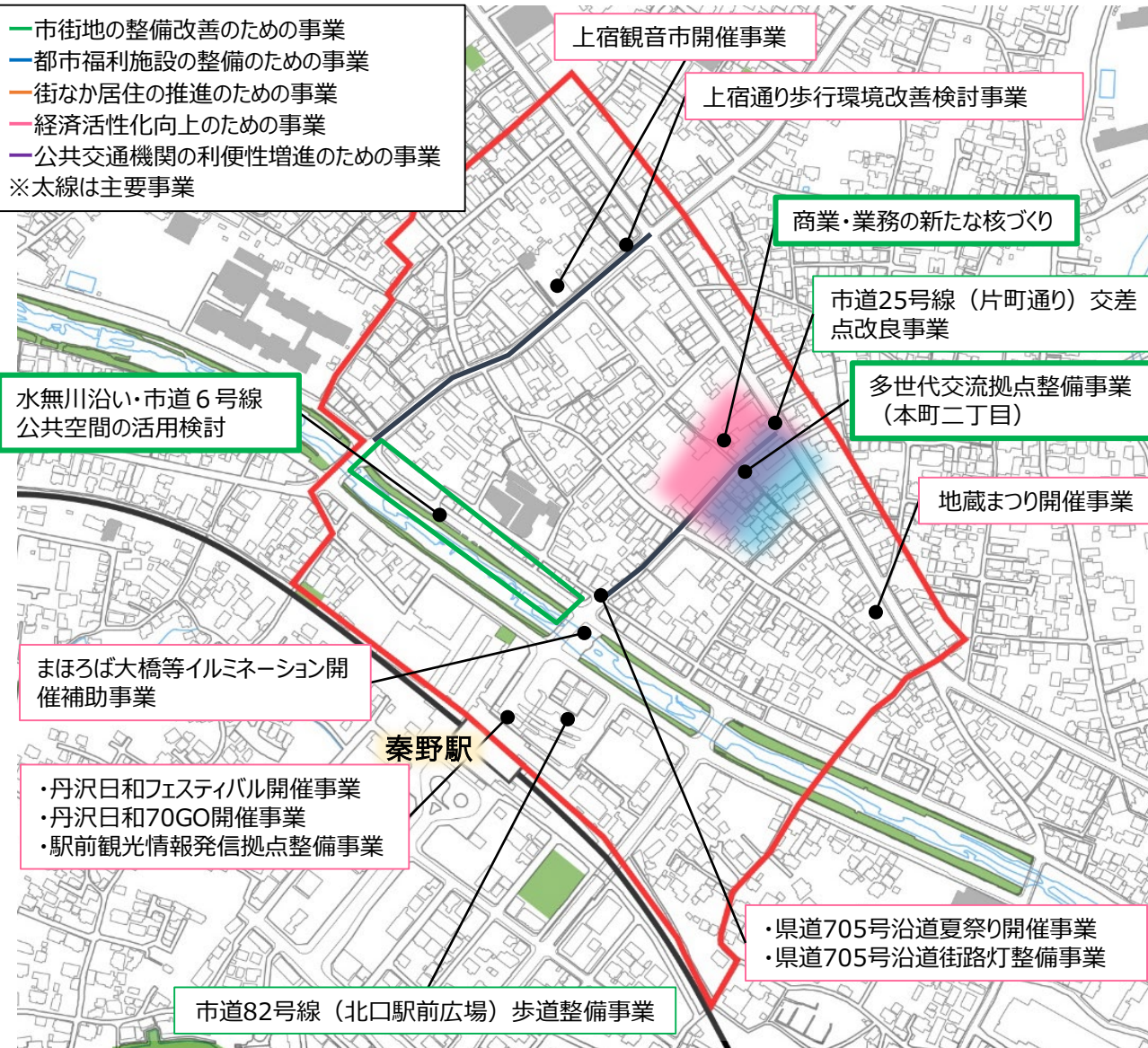
7 その他中心市街地の活性化に関する事項

8 認定基準に適合していることの説明

4 中心市街地活性化基本計画について

中心市街地活性化基本計画の事業実施箇所

- 市街地の整備改善のための事業
- 都市福利施設の整備のための事業
- 街なか居住の推進のための事業
- 経済活性化向上のための事業
- 公共交通機関の利便性増進のための事業
- ※太線は主要事業



実施箇所が特定されない事業

- ・多世代交流拠点関連事業（本町二丁目）
- ・多世代交流拠点区画道路整備（本町二丁目）
- ・低未利用土地権利設定等促進計画策定事業
- ・滞在空間創出快適性向上支援事業
- ・壁面後退用地整備事業
- ・地区計画策定事業

- ・まちなかこども支援拠点整備事業
- ・まちなか若者活動拠点整備事業
- ・市民活動スペース整備事業
- ・まちなか健康づくり事業
- ・まちなか図書館事業
- ・市民学習講座事業
- ・ギャラリー等の整備事業
- ・観覧・多目的ホール整備事業
- ・まちなか防災機能整備事業
- ・魅力情報発信盤整備事業（施設内外）
- ・秦野名水活用検討事業
- ・公共施設ストックマネジメント事業

- ・移住・定住促進事業
- ・空き家バンク事業

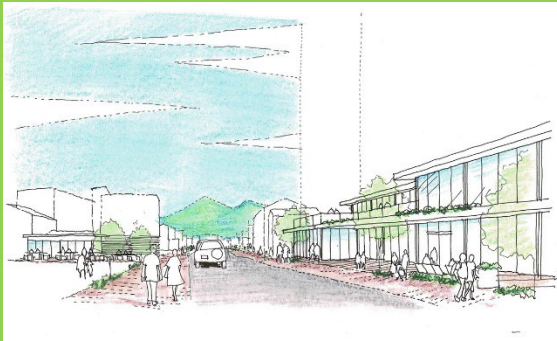
- ・民間事業者による商業イベント・研究会事業
- ・商店街空き店舗対策事業
- ・商店街販売促進事業
- ・電子地域通貨関連事業
- ・商業施設建築利子補給金交付事業
- ・既存商業施設リニューアル整備費補給金交付事業
- ・秦野たばこ祭開催補助事業
- ・地域の回遊性に資するイベントの実施事業
- ・まちなか開業サポート事業
- ・登録文化財の維持及び活用支援事業
- ・レトロ空間形成支援事業
- ・デジタル空間形成支援事業
- ・商店街等診断・サポート制度活用事業
- ・中小企業アドバイザー制度活用事業
- ・中心市街地活性化協議会運営支援制度活用事業
- ・まちづくり会社設立支援事業

- ・バス路線検討事業
- ・交通影響調査予測事業

4 中心市街地活性化基本計画の概要案について

秦野市中心市街地活性化基本計画の事業概要について

(1) 主要事業について



多世代交流の場の整備
(R7～10年度)



商業・業務の新たな核づくり
(市有地等の活用) (R7～11年度)



水無川沿い公共空間の活用検討
(R7～11年度)

(2) その他の主な事業について

事業名	実施時期（年度）	事業名	実施時期（年度）
壁面後退用地整備事業	R7～11	移住・定住促進事業	R7～9
市道25号線（片町）交差点改良事業	R7～8	空き家バンク事業	R7～9
市道82号線（北口駅前広場）歩道整備事業	R7	商店街空き店舗活用事業	R7～11
公共施設ストックマネジメント事業	R7	商店街販売促進事業	R7～11
まちなかこども支援拠点整備事業	R7～11	電子地域通貨事業	R7～11
まちなか若者支援事業	R7～11	商業施設建築利子補給金交付事業	R7～11
ギャラリー等の整備事業	R7～11	秦野たばこ祭開催補助事業	R7～11
まちなか防災機能事業	R7～11	まほろば大橋等イルミネーション開催補助事業	R7～11
秦野名水活用検討事業	R7～11		

5 多世代交流拠点整備に向けた検討について

(1) 拠点整備検討の目的

- 20年後のまちの将来像を示す「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」では、拡幅整備が進む県道705号沿道エリアについて、市民や来街者など多様な人々が集まり、交流が生まれる市の中核となる拠点（多世代交流拠点）を形成し、拠点を中心にそのにぎわいが各ゾーンに波及することを目指すこととした
- 令和5年度に実施した社会実験の検証結果を踏まえ、今年度は、多世代交流拠点の実現に向け、施設コンセプトや施設整備の事業手法等について検討を行う

(2) 拠点整備検討の進め方について

